

ID: 941

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限①		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第20条の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>政令第7条 (法第20条の政令で定める額)</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4000円とし、扶養親族等があるときは、360万4000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日